

(11) 心身障害者扶養共済掛金補助（市制度）

■ 概要

茨城県心身障害者扶養共済制度の加入者に対し、世帯の所得区分により掛金の一部を補助します。

■ 対象者

茨城県心身障害者扶養共済制度に加入し、神栖市に1年以上お住まいの方

■ 申請に必要なもの

- ・ 住民票
- ・ 印かん

■ 問合せ先

障がい福祉課 tel 0299-90-1137（直通） fax 0299-77-5844

(12) 神栖市障害者手帳取得経費補助（市制度）

■ 概要

障がい者手帳を取得する際に必要な経費（診断書料や写真代）のうち、交付申請1回に対し、3,000円を限度として補助します。（3,000円未満の場合は実際にかかった費用）

■ 対象者

神栖市に障がい者手帳の申請を受理された方（紛失・き損等の再交付は除く）

※手帳の申請から1年以内の経費補助申請に限ります。

■ 申請に必要なもの

- ・ 手帳取得経費の領収書又は領収書の写し
- ・ 振込先が分かるもの（通帳、キャッシュカード等）
- ・ 印かん

■ 問合せ先

障がい福祉課 tel 0299-90-1137（直通） fax 0299-77-5844

(13) 生活福祉資金の貸付

茨城県社会福祉協議会で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方のいる世帯を対象として必要な資金の貸付を行います。

■ 貸付条件

- ・ 現状で日常の生計が維持できており、借入後の償還が見込めること
- ・ 借受理由は、福祉用具の購入、障がい者用自動車の購入、事業の起業、拡張にかかる経費、技能習得にかかる経費、住宅の増改築、冠婚葬祭、転居、就労等に必要な経費等です。

日常生活費は該当になりません。

※原則として連帯保証人が必要です。連帯保証人を立てない場合は年1.5%の貸付金利がかかります。（連帯保証人を立てた場合は無利子です。）

※他制度による融資等が利用可能な場合はそちらを優先し、また併用することはできません。

※各貸金により、条件、必要となる書類、貸付金額、据置期間、償還期限等が変わります。

■ 問合せ先 神栖市社会福祉協議会 神栖本所 tel 0299-93-0294 fax 0299-92-8750

■ 問合せ先 茨城県社会福祉協議会 tel 029-241-1133 fax 029-241-1434